## 主 文 本件控訴を棄却する 控訴費用は控訴人の負担とする。 事 実

一、 控訴の趣旨並びにその答弁。

- (一) 控訴代理人は、「原判決を取消す。被控訴人東京商工会議所が昭和二十五年六月二十八日の議員総会においてなした『A1を同会議所の会頭に、A2、A3、A4、A5を同副会頭に、A6、A7、A8、A9、A10、A11、A12、A13、A14、A15、A16、A17、A18、A19、A20、A21、A22、A23、A24、A25、A26、A27、A28、A29、A30、A31、A32、A33、A34、A35、A36、A37、A38、A39、A40、A41、A42、A43、A44、A45を同理事に、A46、A47、A48を同監事に選任する。』旨の決議は無効であることを確認する。被控訴人A2、同A3、A4、同A5は被控訴人東京商工会議所の副会頭でないことを確認する。訴訟費用は第一、二審とも被控訴人等の負担とする。」との判決を求めた。
  - (二) 被控訴人等代理人は、控訴棄却の判決を求めた。
  - 二、 当事者双方の事実上の主張。
- 控訴代理人は、 (イ)原判決事実摘示(1)の(二)の主張に附加して 次の主張をなす、即ち本件会員総会においては代理人によつて議決権を行使し得る ものとしても、その代理権は招集通知に予め示された付議事項にのみ局限されるものであるところ、右総会の招集通知には役員選任に関する事項は記載されていたかったから、この議案については代理権は及ばない、従つて本件会員総会の決議は適 法なる代理権のない者の代行によつて議決されたものであつて、法律上無効であ (ロ)原判決事実摘示(4)の(イ)の主張の趣旨は次の如くである。即ち本 件議員総会には、原判決事実摘示(記録第三百一丁裏五行目以下三百二丁表四行 目)の如き十三名の者が出席して議決権を行使したが、同人等は被控訴人東京商工 会議所の議員でもなく、又届出済の代表者でもない、かかる無資格者が参加してた した決議は、右会議所の公的本質に照すも、はた又民法第一条の精神から考えてみ ても、当然無効であるといわなければたらない。 (ハ) 本件会員総会の決議が無効であるとする理由として次の主張を附加する、即ち本件会員総会当時における正会 員の総数は三千八十八名であつたところ、右総会に出席して議決権を行使したもの は合計千四百六十九名(会員自身出席した者九十一名、代理人による者千三百七十 八名)に過ぎないから、定款第十八条但書に定める定足数を欠如するものであつ て、かかる構成の下にたされた会員総会の決議は、定款の規定に違反し無効であ る、もつとも被控訴人等は右正会員総数の内、六百八名については当時会員権が停 止せられていたと抗争するけれども、かかる事実は争う、元来会員権を停止するに は議員総会の議を経なければたらないのに、その決議のあつた事実はたい、かりに 会員権停止の処分が行われたとしても、正会員の資格は存続せしめ、会費負担の義務のみを残留させながら、その地位に当然随伴する権利即ち本件においては表決権のみを停止するが如きは、憲法第二十九条の精神に違背し無効である。(二)その 他の主張はすべて原判決事実摘示の通りであると述べた。よつてこれを引用する
- (二) 被控訴人等代理人は、(イ)控訴人の主張する前掲(ハ)の事実に対して次の通り述べた、即ち本件会員総会当時における正会員の総数並びに右総会に出席した会員数が控訴人主張の通りであることは認めるが、当時右正会員総数の内、六百八名については、定款の規定に従つて、昭和二十二年一月二十九日開催の議員総会の決議に基き昭和二十五年二月十六日の理事会において会員権停止を決議したものであるから、定款第十八条但書の規定によつて、本件会員総会における定足数を定めるについては、右正会員総数り内から前示会員権を停止された者六百八名を定めるについては、右正会員総数り内から前示会員権を停止された者六百八名を控除して、これを判定すべきものであつて、かく解するときは、右会員総会においては何等定款所定の定足数に欠けるところはない。(ロ)控訴人主張の前掲(イ)及び(ロ)の事実は争う。(ハ)その他の主張はすべて原判決事実摘示の通りであると述べた。よつてこれを引用する。

三、 証拠

- (一) 控訴代理人は、新に甲第十二号証を提出し、乙第八、九号証の成立を認めると述べた。
- (二) 被控訴人等代理人は、新に乙第八、九号正を提出し、甲第十二号証の成立を認めると述べた。

(三) その他当事者双方の証拠の提出、援用並びに認否は、すべて原判決事実 摘示の通りであるから、これを引用する。

一、 被控訴人東京商工会議所が昭和二十一年十二月二十日設立認可をうけた社団法人であること、昭和二十五年二月二十四日開催された被控訴人東京商工会議所の第四回定時総会(本件会員総会)において、右会議所の役員選任を同会議所の第員総会に委任する旨の決議をなしたこと並びに同年六月二十八日開催された被控訴人東京商工会議所の第十回議員総会(本件議員総会)が右定時総会の決議による委任に基き、「A1を会頭に、A2、A3、A4、A5を副会頭に、A6、A7、A8、A9、A10、A11、A12、A13、A14、A15、A16、A17、A18、A19、A20、A21、A22、小林寅次郎、A24、A25、A26、A27、A28、A29、A30、A31、A32、A34、A35、A36、A37、A38、A39、A40、A41、A42、A43、A44、A45を理事に、A46、A47、A48を監事に選任する。」旨の決議をしたことは、本件当事者間に争いがない。

二、 よつて本件決議が無効であるという控訴人の主張について、左に順次に検討を加える。

(一) 原判決事実摘示(1)の(イ)主張について。

本件会員総会招集の通知に、被控訴人東京商工会議所の役員の選任に関する件が議題として記載されていなかつたことは当事者間に争いがたく、原本の存在並びに成立に争いのない甲第一号証によると、右会議所の定款第十七条には、会員総会を招集するについては会議の目的事項を示して通知を発すべきものなる旨規定されていることが認められるから、本件会員総会は、役員選任についての決議に関する限り、会議の目的外の事項につき決議したことに帰するとともに、右会員総会の招集手続にも定款の定めに違反する瑕疵ありといわたければならない。

よつて叙上の如く瑕疵ある招集手続の下に開催された会員総会において会議の目的外の事項についてたされた決議が法律上当然無効となるものであるかどうかについて考える。

である事実を認めることができる。該認定を覆すに足る確証はない。

叙上の事実に基いて、招集手続の瑕疵の種類程度その他総会における提案並びに 決議の内容、方法等諸般の事情から考えてみると、本件会員総会の右決議は、会員 が総会を通じてなす社団管理の権限を確保しようとした法律の精神を著しく阻害し たものとは認められないから、これを無効とすべき根拠に乏しいものといわなけれ ばならない。この点に関する控訴人の主張は理由がない。

(二) 原判決事実摘示(1)の(ロ)の主張について。

(三) 原判決事実摘示(1)の(ハ)の主張について。

被控訴人東京商工会議所の役員の選任が定款第十八条但書の規定によつて、会員総会の特別決議事項と定められていること並びに本件会員総会の決議が右にいわゆる特別決議を以てなされたことは前段二の(一)において説述したところによつて明かであるから、この点に関する控訴人の主張は理由がない。

(四) 原判決事実摘示(1)の(二)並びに本判決事実摘示(一)の(イ)の 主張について。

〈要旨第三〉本件会員総会においては、千三百七十八名の会員が、代理人によつて議決権を行使したこと並びに定款第十〈/要旨第三〉九条には、会員は「別に定めるところ」により代理人を以てその表決権を行うことができる旨を定めているが、当時同条にいわゆる特別の規定が存したかつたことは当事者間に争いがたい。

更に本件会員総会招集の通知に、被控訴人東京商工会議所の役員の選任に関する件が議題として記載されていなかつたことは前述の通りであるが、右招集の通知にも、議題として「五、その他」と記載されていたことは当事者間に争いがなく、従って右会員総会においても緊急動議によつて、通知された事項以外の議題が上程付議されることのあるべきを予め告知しているものであるから、他に特段なる事情を

認むべき資料のない以上、会員が右会員総会における議決権の行使を代理人に委任 するに当つては、その代理権は、右招集通知に具体的に明示された議題にのみ局限 されるものでなく、広く会員総会において緊急動議として上程さるべきすべての議 題に関する議決権の行使についても代理権を付与する趣旨であつたものと解すべき である。従つて本件会員総会における議決権の代理行使を以て、代理権の範囲を逸 脱したものであるとなす控訴人の所論は採用できない。

されば会員が叙上の如く代理人によつて議決権を行使したことを以て本件会員総 会の決議を無効とする控訴人の主張は理由がない。

本判決事実摘示(一)の(ハ)の主張について。 (五)

本件会員総会当時において被控訴人東京商工会議所の正会員の総数が三千八十八 名であつたこと並びに右会員総会に出席した正会員数が、会員自身出席した者九十 -名、代理人による者千三百七十八名合計千四百六十九名であることは当事者間に 争いがない。

ところが前掲甲第一号証によると、本件会員総会において提案された役員選任の 議決をなすに当つては、定款第十八条但書の規定によって、いわゆる特別決議事項として、正会員の半数以上が出席して議決権を行使することを要することとなっていることが明かであるから、前示出席会員数を会員総数に比して考えると、右定款 の規定する定足数を欠如するが如くみられる。しかしながら前掲甲第一号証、成立 に争いのない乙第八、九号証によると、被控訴人東京商工会議所においては、会費 の滞納三ケ月に及ぶ正会員に対しては議員総会の議決を経て会員権を停止すること ができるものとなつているが(定款第十一条、第二十四条参照)、昭和二十二年一月二十九日開催された議員総会において、会員権停止に関する事項を理事会に委任する旨の決議をなし、昭和二十五年二月十六日開催された理事会では、右決議による委任に基き協議の結果、二年以上にわたつて会費を滞納している会員六百八名に 対し会員権を停止する旨の決議をなしたことが認められる。

従つて本件会員総会当時においては、正会員総数三千八十八名の内、六百八名は 会員停止の結果、右会員総会に出席して議決権を行使し得る権限を有したかつたも のである。しかるところ前示定款第十八条但書に規定する定足数は、議決権を行使し得る権限を有する会員数を基準としてこれを定むべきものであるから、本件会員総会についても、会員総数の内から叙上の如く会員権停止の処分を受けた者を控除 した上において、果して定款第十八条但書に定める定足数を充たしているかどうか を判定しなければならない。かく解するときは、本件会員総会に出席して議決権を 行使し得る会員数は、総会員三千八十八名より前示会員権停止の処分を受けた六百 八名を控除した二千四百八十名に過ぎたいところ、右会員総会に自身又は代理人に よつて出席して議決権を行使した会員数は合計千四百六十九名であるから、本件会 員総会においては、定款第十八条但書に定める定足数を充たして余りあることが明 白である。

〈要旨第四〉控訴人は叙上会員権の停止は憲法第二十九条の精神に違背し無効であ ると主張するけれども、元来社団法人〈/要旨第四〉たる被控訴人東京商工会議所にお いて、会費滞納久しきにわたる会員に対し会員権を停止する旨を定款に規定するこ とは、法人内部の規律を維持する必要上当然の措置であつて、しかも会員たるべき 者は、右定款の規定を諒承の上、右会議所に入会したものと解すべきであるから、 同会議所が前述の如く定款に定めている手続に従つて適法に会員権停止の処分をな したものである以上、該会員権の停止たるものが、控訴人主張の如く、会員たる資 格は存続せしめ、会費負担の義務のみを残留されたがら、その地位に当然随伴すべき表決権の行使のみを停止するものとしても、何等憲法第二十九条の精神に背馳す る処置ではないといわなければならない。従つて叙上の会員権の停止が憲法の条規 に違反し当然無効であるとの控訴人の主張は理由がないばかりでなく、その他右会 員権の停止が法律上当然無効であるとの法令上の根拠を見出すこともできない。こ の点に関する控訴人の主張は理由がない。

(六) 原判決事実摘示(2)の主張について。 本件会員総会の後、昭和二十五年五月二十日に推薦によつて六十名が、又同月三十日に選挙によって五十九名がそれぞれ新に議員に選任され、本件会員総会当時に 比して、議員総会の構成に変更があつたことは当事者間に争いがない。

〈要旨第五〉しかしながら議員総会は、前述の如く、被控訴人東京商工会議所の一 の機関であつて、本件会員総会の決議〈/要旨第五〉も、議員総会を構成する個々の議 員を対象として、これらの者に右会議所の役員の選任を委任したものではなく、同 会議所の機関としての議員総会に委任したものであることは疑義の存しないところ

であるから、会員総会と議員総会との間における叙上委任に関する信頼関係を覆すが如き特段の事情があれば格別、かかる事情の認められたい限り、ただ議員総会の構成員が変更したという事由のみを以て、直ちに委任に関する信頼関係を覆滅させるものとして、本件会員総会の決議が効力を失うべきいわれはない。従つて本件議員総会が法律上有効に委任を受けない事項について議決したものとは到底考えられない。この点に関する控訴人の主張は理由がない。

(七) 原判決事実摘示(3)の主張について。

本件会員総会から議員総会までの間に、二百数十名の者が新に被控訴人東京商工会議所の正会員となつたことは当事者間に争いがない。

〈要旨第六〉元来会員総会の決議は、特段なる事由のない限り、その後の新入正会員を拘束すべきものであることは当然〈/要旨第六〉である。而して前掲甲第一号証によると、定款第十六条の規定によつて、右会議所の会員総会の定時総会は毎年二月に招集し、臨時総会は会頭が必要と認めたとき招集すべきこととなつていることが認められる。この規定から考えると、本件におけるが如く、同会議所の前役員の任期が昭和二十五年五月六日を以て満了する場合にあつては(弁論の全趣旨参照)本件役員の改選をその時期の到来をまつて臨時総会を招集し、その間における新入正会員の意思をも会員総会の決議に反映せしめることは固より妥当の措置というべきであろうが、本件の如く僅々二、三ケ月を先きだつ会員定時総会において役員選任について議決することは法律上違法なりと断定すべき根拠はない。

従つて本件会員総会の決議がその後の新入会員を当然拘束すべきことは論をまたないところであつて、右決議に基いてなされた本件議員総会の決議が新入正会員の役員選任に関する議決権を蹂躪するものとなすことはできない。この点に関する控訴人の主張は理由がない。

(八) 原判決事実摘示(4)の(イ)及び(ロ)並びに本判決事実摘示(一)の(ロ)の主張について。

従つて右議員総会における決議が、表決権を行使し得ない無資格者の参加の下になされた違法ありと断定することはできない。控訴人のこの点に関する主張に理由がない。

(九) 原判決事実摘示(4)の(ハ)の主張について。

前掲甲第一号証、成立に争いのない乙第一号証の二、三、原審証人B1、A2 9、A34の各証言を綜合すると、被控訴人東京商工会議所においては、定義員総会の規定によって、会頭が議員総会の議長となるものであるが、本件議員の議長としての任期は既に満了していたけれども、である事実を認めることができる控制を設めるであるが、本件議員のである事実を認めることができる控制を設めるである。 総会の同意を得た上で、議長に就任したものである事実を認めることができる控制を表して前掲各証処の外、原審証人B2、B3、A19の各証言、においてきる控制を表して、は代表ることに対しての決議及び議員から提案についてあるにとの決議を明ははない。であることを明認するに入りの(い)の(b)ないし(e)の事実は代表者Eの供述の内、における証人B2、B3の各証言及び控訴会社代表表にの内、においたものであることを明認するに足る確証はない。従ってこのは、にわかに措信し難い。その他本件決議が、にもかに持信し難い。その他本件決議が、にもかに持定の下になられたものであることを明認するに足る確証はない。従ってこのは、にもかに持ては、にもかに持ては、にもかに持ては、にもかに持ては、にもかに持ては、にもかに持ては、にもない。との他本件決議が、にもない。その他本件決議が、にもないにない。

点に関する控訴人の主張は理由がない。 三、 叙上詳述した通り、控訴人が本件決議は無効であるとして主張するところは、すべて理由がないから、控訴人の本訴請求は爾余の判断をまつまでもなく失当 である。

従つて控訴人の本訴請求を棄却した原判決は相当であつて、本件控訴は理由がないから、民事訴訟法第三百八十四条、第九十五条、第八十九条に則り、主文の通り判決する。

(裁判長判事 渡辺葆 判事 浜田潔夫 判事 牛山要)